

議案番号 提案課名	件 名 内 容
議案第 5 8 号	三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
国保医療課	<p>【関係法令】 兵庫県こども医療費助成事業実施要綱</p> <p>【趣 旨】 乳幼児等・こども医療費助成の所得要件である市町村民税所得割額の算定に係る特例を設ける等に当たり、当該条例等の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>1 市町村民税の額の算定の特例 平成 29 年度税制改正に伴う道府県から指定都市への税源移譲により、平成 30 年 1 月 1 日現在に指定都市に住所を有している者への市町村民税所得割の標準税率を、8 %（改正前は 6 %）とする等の地方税法の改正が行われ、医療費助成を行うに当たり、指定都市からの転入者等と指定都市以外の者との助成内容の均衡を図るため、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度の前年度の 1 月 1 日において、指定都市の区域内に住所を有したものに係る医療費の助成の所得要件である市町村民税所得割額(235,000 円未満)の算定に当たっては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例によることとするための改正を行う。</p> <p>2 一部負担金の上限及び所得判定における県制度との整合 平成 30 年 7 月 1 日から低所得者以外の通院に適用する一部負担金 400 円について、兵庫県基準 2 割負担との整合を図ること、また、所得判定を行うに当たり、県基準への正確な準拠を図るための所要の整備を行う。</p> <p>【施行期日】</p> <p>1 平成 30 年 7 月 1 日 2 公布の日</p>